

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 20 日

飯島町長 下 平 洋 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
飯島地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 1 経営体（内認定農業者 1 経営体）
個人 13 経営体（内認定農業者 6 経営体、認定新規就農者 3 経営体）
- 4 3 の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・中間管理事業を有効に活用しながら、中心となる担い手への集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・稲作経営に野菜や花卉、果樹等の高収益作物の導入を図り、経営の安定化を図る。
 - ・特別栽培米への取り組みを継続し、消費者の求める安全安心な米作りへ取り組みを進める。
 - ・「親元就農」「農の雇用事業」「JA 上伊那農業インターン」等就農機会を通じて促進を図る。
 - ・地域内の耕作放棄地の再生を進めるとともに、耕作放棄地の未然防止を図る。